

申 請

令和4(2022)年6月2日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣 岸田 文雄 様

栃木県知事 福田 富一

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく令和2年2月25日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 次に掲げる品目について出荷制限を解除すること  
栃木県矢板市（県の定める管理計画に基づき管理される区域に限る。）において産出されたタケノコ
- 解除を申請する理由  
別紙のとおり

## 栃木県矢板市におけるタケノコの出荷制限解除について

### 1 経緯

- (1) 平成24年6月12日に矢板市のタケノコを検査した結果、1検体から食品の基準値を超える放射性セシウム（130Bq/kg）が検出されたため、同年6月13日に出荷制限が指示された。
- (2) 平成27年から28年に、矢板市越畑の竹林（以下「越畑竹林1」という。）においてモニタリング検査を行ったところ、低水準・低下傾向にあることを確認した。
- (3) 令和3年に、越畑竹林1において検査する地点を満遍なく選定し、28検体の採取・検査を行った。

### 2 検査結果

検査の結果、平均値9.8Bq/kg、最大値42.3Bq/kg、95パーセンタイル値は22.8Bq/kgであり、すべて食品の基準値を下回り、低水準であることが確認できた。

以上の結果から、越畑竹林1のタケノコが今後基準値を超える可能性は低いと推定できる。

### 3 解除後の対応

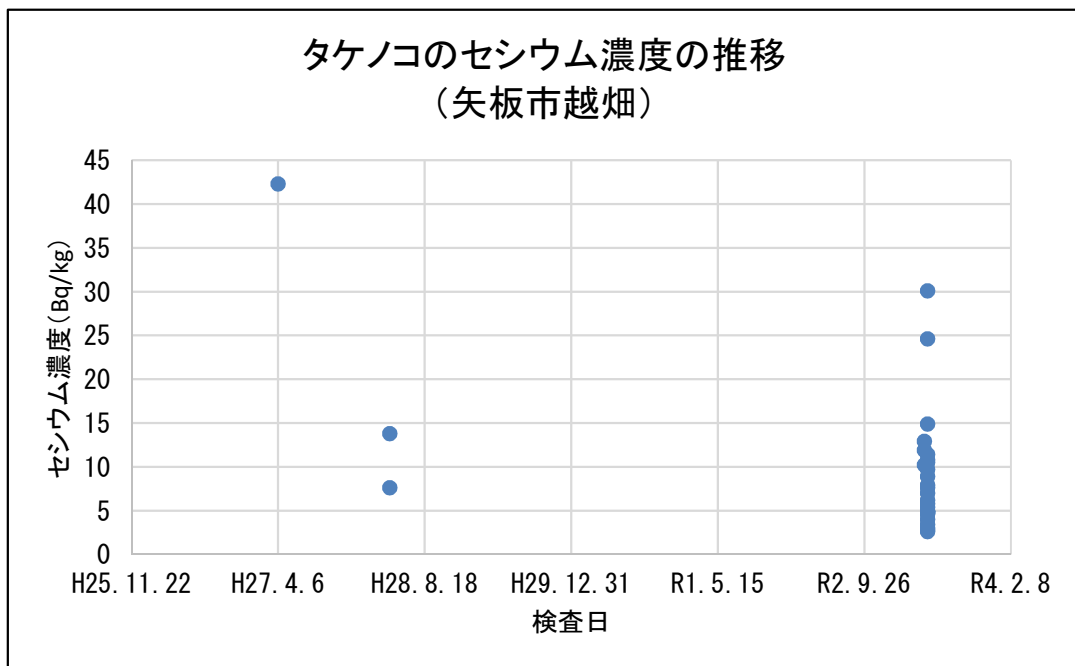
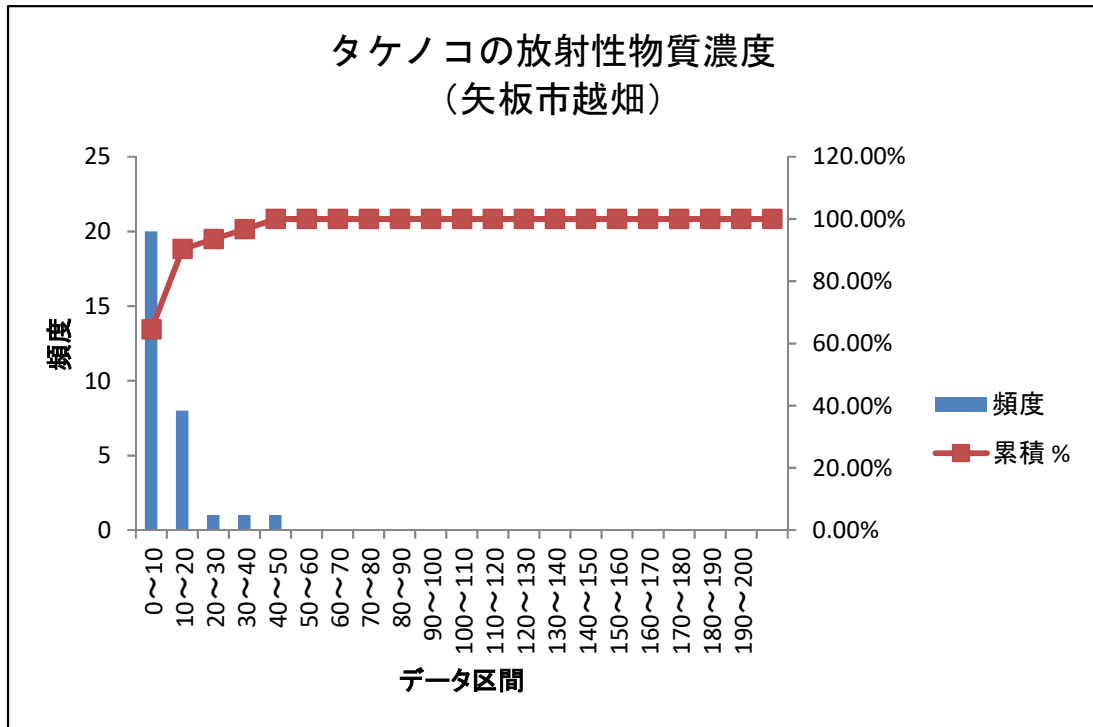
栃木県は、矢板市と連携し、別添の「タケノコ管理計画」に従って管理を行う。

No.	検体番号	検査日	検査結果 (Bq/kg)
1	1	H27. 4. 6	42. 3
2	2	H28. 4. 21	13. 8
3	3	H28. 4. 21	7. 6
4	4	R3. 4. 19	12. 9
5	5	R3. 4. 19	10. 2
6	6	R3. 4. 19	11. 9
7	7	R3. 4. 30	7. 6
8	8	R3. 4. 30	24. 6
9	9	R3. 4. 30	10. 5
10	10	R3. 4. 30	30. 1
11	11	R3. 4. 30	9. 7
12	12	R3. 4. 30	14. 9
13	13	R3. 4. 30	11. 4
14	14	R3. 4. 30	4. 9
15	15	R3. 4. 30	4. 6
16	16	R3. 4. 30	10. 8
17	17	R3. 4. 30	3. 0
18	18	R3. 4. 30	4. 9
19	19	R3. 4. 30	5. 8
20	20	R3. 4. 30	5. 4
21	21	R3. 4. 30	2. 8
22	22	R3. 4. 30	4. 7
23	23	R3. 4. 30	7. 9
24	24	R3. 4. 30	8. 9
25	25	R3. 4. 30	4. 0
26	26	R3. 4. 30	<5. 2
27	27	R3. 4. 30	7. 0
28	28	R3. 4. 30	4. 9
29	29	R3. 4. 30	4. 8
30	30	R3. 4. 30	3. 4
31	31	R3. 4. 30	6. 2
32	32		
33	33		
34	34		
35	35		
36	36		
37	37		
38	38		
39	39		
40	40		
41	41		
42	42		
43	43		
44	44		
45	45		
46	46		
47	47		
48	48		
49	49		
50	50		
51	51		
52	52		
53	53		
54	54		
55	55		
56	56		
57	57		
58	58		
59	59		
60	60		

実測値

平均値	9. 8
最大値	42. 3
最小値	2. 6
中央値	7. 6
標準偏差	8. 4
95%値	22. 8
標本数	31





## タケノコ管理計画

### 1 出荷制限を解除する範囲

栃木県矢板市において、安定して基準値を下回ることが確認できた区域（以下「対象区域」という。）

### 2 対象区域

栃木県矢板市（越畑竹林1（矢板市越畑316-9、347-2、356-1））

### 3 放射性物質検査

栃木県は、対象区域から産出されたタケノコについて、3検体以上の出荷前検査を行い、基準値以下であることを確認する。さらに、発生期間中は1週間に1回を原則としたモニタリング検査を行う。

### 4 出荷管理等

#### (1) 出荷管理

栃木県は矢板市と連携し、生産者名、採取地、出荷先等を記録した生産者台帳（別紙様式）を整備する。栃木県は、ホームページで対象区域の位置と生産者の氏名を公表する。

台帳に登録された生産者は、対象区域のタケノコのみ出荷対象とし、適切に出荷前検査及びモニタリング検査を行う。販売は生産者台帳に記載した出荷先に限定し、出荷物に産地及び生産者名を明示し、出荷記録を作成・保存する。

販売者（JA、市場、直売所等）は、出荷制限又は自粛の対象品目を排除し、出荷物の産地、生産者名及び出荷前検査の結果を確認し、集出荷・販売記録を保存する。また、出荷先に対し、適切に出荷管理されたもののみ取り扱うよう周知・要請する。

栃木県は矢板市と連携し、関係者への巡回指導を継続する。

#### (2) 生産指導の実施

栃木県は矢板市と連携し、生産者に対し、伐竹や落葉除去など、放射性物質濃度の低減効果の可能性がある栽培管理を指導する。

#### (3) 出荷制限地域のタケノコの出荷を防止するための対応

##### ア 生産者対策

栃木県及び矢板市は、矢板市内で安全性が確認されていない区域からタケノコが出荷されることのないよう、生産者を指導する。栃木県は、出荷制限が継続されている市町に対し、その区域内の生産者及び販売者に対してタケノコを出荷することのないよう指導することを要請する。

## イ 流通対策

栃木県及び矢板市は、生産者からタケノコを仕入れる販売者（JA、市場、直売所等）に対し、出荷制限対象地域のタケノコを取り扱わないことや、産地（市町名）を適切に表示して流通させることを要請する。

さらに、栃木県及び矢板市は、これらの流通拠点の巡回指導やインターネット販売サイトの監視により、出荷制限地域のタケノコの流通防止を図る。

### (4) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

栃木県は矢板市と連携し、基準値を超えたタケノコの産地及び生産者名を確認し、当該区域から産出されたタケノコの出荷自粛と自主回収を生産者及び販売者へ要請するとともに、基準値を超過したタケノコは廃棄させる。また、当該生産者の出荷状況を調査し、再発防止策を指導する。

### (5) 関係者への周知

栃木県は矢板市と連携し、本計画の内容について、生産者及び販売者等に周知を図るとともに協力を求める。





栃木県の出荷管理の考え方（タケノコ）

区分	生産	流通・販売
生産者	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生産者台帳の整備に要する情報提供</li> <li>②適正な商品表示</li> <li>③モニタリング検査への協力</li> <li>④栽培記録の保存及び必要に応じた提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①出荷記録の保存・必要に応じた提出</li> </ul>
流通・販売者	<ul style="list-style-type: none"> <li>①栽培計画・出荷計画の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①出荷制限・自粛品の排除</li> <li>②モニタリング検査結果の確認</li> <li>③商品表示内容の確認</li> <li>④集出荷・販売記録の保存</li> <li>⑤出荷先への周知</li> </ul>
矢板市	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生産者情報の収集</li> <li>②生産者台帳の整備</li> <li>③巡回指導（県と協調）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①出荷制限情報の周知</li> <li>②巡回指導（市内出荷拠点）</li> <li>③ネット販売等の監視（適宜）</li> </ul>
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生産者情報の収集</li> <li>②生産者台帳の整備</li> <li>③巡回指導</li> <li>④モニタリング検査の実施</li> <li>⑤適切な表示の確認</li> <li>⑥放射性物質濃度低減のための栽培管理を指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①出荷可能な生産者情報、制限情報の提供</li> <li>②巡回指導（市外直売所、市外市場、流通卸業者、JA）</li> <li>③ネット販売等の監視（適宜）</li> </ul>